

災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学生家計急変採用及び貸与奨学生緊急採用・応急採用の申請について

掲題について、「**給付奨学生家計急変採用(学部生のみ)**」及び「**貸与奨学生緊急採用(第一種奨学生・応急採用(第二種奨学生)**」の申請希望者は学生支援課へ申し出てください。

【申請の対象となる災害】

- ・令和8年1月21日からの大雪に係る災害
- ・令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害
- ・令和7年11月18日大分市佐賀関の大規模火災に係る災害
- ・令和7年台風第22号に伴う災害に係る災害
- ・令和7年9月12日からの大雨に伴う災害
- ・令和7年台風第15号等に伴う災害
- ・令和7年9月2日からの大雨にかかる災害
- ・令和7年台風第12号に伴う災害
- ・令和7年8月20日からの大雨にかかる災害
- ・令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害
- ・令和7年カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波にかかる災害
- ・令和7年台風第8号に伴う災害
- ・トカラ列島近海を震源とする地震にかかる災害
- ・令和7年3月23日に発生した林野火災にかかる災害
- ・令和7年岩手県大船渡市における大規模火災にかかる災害
- ・令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪にかかる災害
- ・流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故にかかる災害
- ・令和7年2月4日からの大雪にかかる災害
- ・令和6年12月28日からの大雪にかかる災害

【対象者】 災害救助法の適用地域の世帯の学生

給付奨学生(家計急変採用)は、学部生のみ

【対適用地域詳細は、日本学生支援機構ホームページよりご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukan/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

※右記 QR コードを読み込むと、

該当ページを閲覧できます。



以下の場合、適用地域に準じて取り扱います。

- (1) 災害救助法の適用を受けない近隣の地域で同等の被害にあった世帯の学生
- (2) 上記(1)の地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生



【問い合わせ先】

学生支援課日本学生支援機構奨学生担当
(東山キャンパスマップ D3(6))

窓口受付時間: 平日 9:00~17:00

メールでの問い合わせ先:
shien-jasso@t.mail.nagoya-u.ac.jp